

平成 27 年 4 月 27 日臨時会 提出議案の名称と概要

●予算関係

議案第 53 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 26 年度北栄町一般会計補正予算 (第 10 号))

議案第 54 号 平成 27 年度北栄町一般会計補正予算 (第 1 号)

※ 議案第 53 号・第 54 号は「資料 1」による。

●条例制定関係

議案第 51 号 専決処分の承認を求めることについて
(北栄町税条例等の一部を改正する条例の制定)

地方税法の一部改正に伴い、条例改正の専決処分を行ったもの。

主な改正内容は、2 輪や小型特殊自動車の税率引き上げを 1 年延長し平成 28 年度からとすること、平成 27 年度の評価替えにより固定資産税等が急増しないようにするための措置の 3 年延長、ふるさと納税において確定申告を行わないでも控除を受けられる制度の新設など。

議案第 52 号 専決処分の承認を求めることについて
(北栄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)

地方税法等の一部改正に伴い、条例改正の専決処分を行ったもの。

主な改正内容は、課税限度額の引き上げ、軽減判定所得の算定方法の見直しなど。

●その他関係

議案第 55 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

平成 27 年 3 月 10 日に発生した公用車の事故について、和解し、損害を賠償するもの。

○和解の相手方：倉吉市在住 1 人

○和解の要旨：和解の相手方への損害賠償の額を 255,010 円 (町過失 10 割) とする。

○事件の概要：平成 27 年 3 月 10 日、教育総務課職員が北栄町学校給食センター給食運搬車を運転中、和解の相手方が所有・運転する自動車に衝突し、同車両を破損させたもの。

●報告関係

報告第 2 号 平成 26 年度北栄町水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第 26 条の規定により、翌年度に繰越した水道事業会計予算繰越計算書を報告するもの。

■平成26年度補正予算

1 一般会計補正予算（第10号）…平成27年3月31日専決処分

現計予算額 7,910,798千円 補正額 49,254千円 補正後の額 7,960,052千円

【補正予算の内容】

（歳入）

地方交付税（特別交付税） 49,254千円

（歳出）

財政調整基金積立金 49,254千円

(財政調整基金の状況)

平成25年度末残高	1,245,295千円
9号補正後残高	1,459,468千円
10号補正積立額	49,254千円
年度末残高	1,508,722千円

■平成27年度予算

1 一般会計補正予算（第1号）

現計予算額 8,022,000千円 補正額 2,819千円 補正後の額 8,024,819千円

【補正予算の内容】

（歳入）

諸収入 1,500千円

財政調整基金繰入金 1,319千円

（歳出）

大栄改善センター管理事業 409千円

母子衛生事業 81千円

災害対策事業 829千円

防災用備品購入補助金事業 1,500千円

(財政調整基金の状況)

H26年度末残高	1,508,722千円
H27当初積立額（利子分）	1,277千円
” 取崩額	27,066千円
H27当初予算時残高	1,482,933千円
1号取崩額（△）	1,319千円
現在高	1,481,614千円

【債務負担行為補正】

分庁総合窓口業務民営化事業（H28～H30） 28,190千円